

平成22年9月29日

各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

**株式会社だいこう証券ビジネスの会社分割による証券代行事業の承継に係る
会社分割契約書締結について**

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 岡内欣也 以下「三菱UFJ信託銀行」）は、本日開催の取締役会において、関係当局の許認可等を前提に平成23年1月1日を効力発生日として、株式会社だいこう証券ビジネス（代表取締役社長 山本晃 以下「だいこう証券ビジネス」）の証券代行事業を会社分割により、三菱UFJ信託銀行および三菱UFJ信託銀行の連結子会社の三菱UFJ代行ビジネスが承継することを決議し、会社分割契約書を締結いたしましたのでお知らせいたします。

なお、三菱UFJ信託銀行とだいこう証券ビジネスは、今後、他の事業分野でも新たな業務提携の実現に向けて検討してまいります。

【会社分割による証券代行事業の承継について】

1. 分割の日程

会社分割契約書締結日

平成22年9月29日

会社分割効力発生日

平成23年1月1日

なお、本会社分割は、会社法第784条第3項および第796条第3項に定める簡易吸収分割の規定により、だいこう証券ビジネス、三菱UFJ信託銀行および三菱UFJ代行ビジネスの株主総会による承認の手続を経ずに実施する予定です。

2. 分割の方式

だいこう証券ビジネスを分割会社とし、三菱UFJ信託銀行および三菱UFJ代行ビジネスを承継会社とする吸収分割とします。本会社分割の対価として三菱UFJ信託銀行から現金約30億円、三菱UFJ代行ビジネスから現金約5百万円を、だいこう証券ビジネスに交付する予定です。

3. 承継会社が承継する権利義務

三菱UFJ信託銀行および三菱UFJ代行ビジネスは、各々が承継する証券代行事業の遂行上必要と判断される証券代行事業に係る資産、負債、契約上の地位およびこれらに付随する権利・義務で、会社分割契約に定めるものを承継します。

4. 債務履行の見込み

だいこう証券ビジネス、三菱UFJ信託銀行および三菱UFJ代行ビジネスは、本会社分割の効力発生日以降に弁済期が到来する債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上